

姫路商工会議所生命共済 見舞金・祝金規則

(目的)

第1条 本規則は、姫路商工会議所（以下「商工会議所」という）が会員事業所および会員の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）の福利厚生を充実させることを目的として実施する『姫路商工会議所・生命共済制度』のうち、商工会議所が独自に行う見舞金・祝金制度について規定するものである。

(対象者)

第2条 対象者は『姫路商工会議所・生命共済制度』に加入する商工会議所の会員事業所の役員・事業主およびその従業員（家族従業員を含む）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、商工会議所に対し『姫路商工会議所・生命共済制度』の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定める通りとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は掛金が払い込まれている月の末日をもって『姫路商工会議所・生命共済制度』を脱退するものとし、脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ①会員事業所が商工会議所の会員でなくなったとき。
- ②会員事業所が『姫路商工会議所・生命共済制度』から脱退する旨の意思表示をしたとき。
- ③会員事業所が『姫路商工会議所・生命共済制度』の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りではない。

2. 前項にかかわらず、対象者が死亡または会員事業所を退職したときは、死亡または退職した日を以って脱退するものとする。

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の給付事由に該当した場合は、会員事業所を通じて速やかに商工会議所に通知し、別表1に定める書類を提出の上、所定の手続きを行うものとする。なお、見舞金・祝金は給付事由発生の日から3年以内の申請に限る。

(規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、常議員会の議を経なければならない。

(準用)

第8条 本規約に規定していない事項については、アクサ生命保険株式会社の福祉団体定期保険契約に基づく定期保険（団体型）普通保険約款、定期保険（団体型）用入院金給付金付災害割増特約条項及び定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約条項の規定を準用する。

- 第9条
- 1 本規約は、平成29年6月1日より実施する。
 - 2 本規約の改正は令和2年4月1日より施行する。

《別表1》

種 類	給付事由等	必要書類等
事故通院見舞金	対象者が、加入後に不慮の事故を直接の原因として、入院を含まずに日本国内における病院または診療所に5日以上実通院したとき。ただし、年1回を限度とする。また、入院給付金または死亡保険金の給付対象となる場合は重複して給付しない。	診断書等の医師の証明書または領収証等(写し可)
病気入院見舞金	対象者が、加入後1年経過した後に、病気によって日本国内における病院または診療所に5日以上入院したとき。ただし、同一の病気・治療を目的とした2回以上の入院は1回のみ給付とする。また、入院給付金または死亡保険金の給付対象となる場合は重複して給付しない。	診断書等の医師の証明書または領収証等(写し可)
親介護認定見舞金	対象者の父母が、公的介護保険制度の要介護状態に新規該当し、「要介護状態区分3」以上の認定を受けたとき。(注1) なお、父母1人当たり1回限りの給付とする。ただし、以下の場合は給付しない。 ○介護認定を受けた者が、対象者の配偶者の父母であるとき ○保険契約締結時、保険料領収時、会員事業所の共済制度加入時以前に父母に要介護状態となる原因が生じていたとき、または父母が要介護状態となっていた場合 ○介護認定が、以下の事由に起因するとき ・父母の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤等の使用 ・父母のアルコール依存、薬物依存、薬物乱用 ・父母の先天性異常 ・父母の頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの ・父母の自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転	・父母との続柄を証明する戸籍謄本、住民票、健康保険証等の書類 ・介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書(氏名、要介護状態区分が分かる書類)(いずれも写し可)
結 婚 祝 金	対象者が、加入後に結婚したとき。	婚姻届受理証明書、戸籍謄本または抄本等(写し可)
出 産 祝 金	対象者本人またはその配偶者が、対象者の加入後に出産したとき。	母子健康手帳等の出産した事実が分かる書類(写し可)
成 人 祝 金	対象者が、加入後に成人(満年齢20歳)したとき。	運転免許証、健康保険証、その他の身分証明書で生年月日が分かる書類(写し可)
還 暦 祝 金	対象者が、加入後に還暦(満年齢60歳)を迎えたとき。	運転免許証、健康保険証、その他の身分証明書で生年月日が分かる書類(写し可)

注1) 当該認定については、「育児・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」および関連法令に従う。

※上記必要書類のほか、商工会議所が特に必要と認めた書類の追加提出を求めることがある。

※各見舞金・祝金の給付金額については別表2の通りとする。

《別表2》

	1口	2口~3口	4口~7口	8口~10口
事故通院見舞金	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
病気入院見舞金	10,000円		20,000円	30,000円
親介護認定見舞金	10,000円		20,000円	30,000円
結 婚 祝 金	5,000円		10,000円	15,000円
出 産 祝 金	5,000円		10,000円	15,000円
成 人 祝 金	5,000円		10,000円	15,000円
還 暦 祝 金	5,000円		10,000円	15,000円
人 間 ド ッ ク 補 助	3,000円			

※出産祝金は、出産1人についての金額。3人目以上の出産については2倍の祝金を給付する。